

日本ドッグダイビング協会（JDDA）

競技規則 _2026.08.14 現在

Official Rules & Regulations 2026

発行：日本ドッグダイビング協会（JDDA）

本競技規則は、JDDA が公認するすべての競技会に適用されます。

JDDA は、安全性の向上、競技の普及および競技運営の改善を目的として、本競技規則を必要に応じて改訂することがあります。

目次

第 1 章 目的

第 2 章 競技会の運営

第 3 章 行動規範（スポーツマンシップ）

第 4 章 競技会へのエントリー

第 5 章 競技会

第 6 章 一般ルール

第 7 章 競技犬

第 8 章 審判

第 9 章 ハンドラー

第 10 章 公認施設

第 11 章 競技設備

第 12 章 クラス

第 13 章 Distance（ディスタンス）

第 14 章 役員

参加同意書・免責事項・肖像権使用同意書

第 1 章 目的

A. 日本ドッグダイビング協会（以下「JDDA」）は、日本における Dog Diving（ドッグダイビング）競技の普及および発展を目的とする団体です。人と犬がともに楽しみ、挑戦し、成長できるスポーツとして、健全な競技文化の発展を目指します。

B. JDDA は、すべての競技者と犬が公平かつ安全な環境で競技へ参加できるよう、競技規則および運営基準を定め、すべての公認競技会に適用します。

C. JDDA は、公認競技会に出場した犬および競技者の競技成績、記録、ランキングならびにタイトルを管理します。

D. JDDA は、公認競技会において、次の競技種目を実施します。

・ Distance（ディスタンス）※必要に応じて競技種目を追加することがあります。

E. JDDA は、犬の健康、安全および福祉を最優先とします。また、競技者の安全、教育およびスポーツマンシップの向上を通じて、健全な競技文化の発展に努めます。

F. 日本ドッグダイビング協会（JDDA）の運営本部は京都府に置きます。運営本部は、競技会、公認施設、会員登録、競技記録その他 JDDA の運営に関する業務を統括します。

第 2 章 競技会の運営

- A. JDDA が公認するすべての競技会は、本競技規則に基づいて運営されます。
- B. JDDA は、競技会の承認、保留または承認の取り消しを行う権限を有します。
- C. JDDA は、安全性の確保または競技運営上必要と判断した場合、事前の通知なく本競技規則、各種規程および料金を変更することがあります。

第 3 章 行動規範（スポーツマンシップ）

- A. JDDA は、本競技規則に反する行為または競技運営に支障を及ぼす行為が認められた場合、競技会への参加を認めない、または退場を求めることがあります。
- B. JDDA が公認するすべての競技会は、人種、国籍、性別、宗教、障がいその他の理由による差別を行わず、すべての参加者と犬に公平に開かれています。
- C. 競技者、観客、大会主催者および競技関係者は、競技会場内外を問わず、良識ある行動とスポーツマンシップをもって行動しなければなりません。
- D. すべての会員および競技関係者は、次のスポーツマンシップ基準を遵守しなければなりません。
 - ・ドッグダイビング競技の理念、歴史および競技規則を尊重し、公正かつ誠実に競技へ参加すること。
 - ・勝敗にかかわらず、競技者、審判、大会スタッフおよび観客に敬意をもって接すること。
 - ・犬の健康、安全および福祉を最優先に考え、適切な方法で競技へ参加すること。
 - ・審判の判定および大会運営を尊重し、公正な競技環境の維持に協力すること。
 - ・暴力、脅迫、誹謗中傷、嫌がらせ、不正行為その他競技の信用を損なう行為を行わないこと。
 - ・ソーシャルメディアを含め、JDDA およびドッグダイビング競技の健全な発展に責任ある言動を心掛けること。
 - ・初めて競技へ参加する方を歓迎し、互いに学び、支え合う競技文化の形成に努めること。
 - ・JDDA 競技規則、各種規程および大会主催者の指示を遵守すること。
- E. スポーツマンシップ基準に違反した場合、その内容および重大性に応じて、口頭注意、警告、失格、競技会からの退場、出場停止または会員資格の停止・取消し等の処分を JDDA または主催者の判断で行うことがあります。
- F. 犬、競技者、審判、大会スタッフ、観客または大会主催者に対する暴力、脅迫、誹謗中傷、嫌がらせその他これらに類する行為は重大な違反とみなし、JDDA または主催者の判断で即時失格または追加処分の対象となる場合があります。
- G. JDDA は、安全確保および円滑な競技運営のため、必要に応じて本競技規則または競技運営方法を変更することがあります。また、本章の規定は競技会場内外およびソーシャルメディア等を含むすべての競技活動に適用されます。

第 4 章 競技会へのエントリー

- A. 競技者は、JDDA が定める方法により競技会へエントリーすることができます。
 - ・エントリー期間、参加方法および募集内容は、各競技会の開催要項に定めます。
 - ・エントリー内容の変更およびキャンセルは、各競技会の開催要項に従います。
 - ・やむを得ず欠場する場合は、速やかに大会主催者へ連絡してください。

- ・ JDDA または大会主催者は、公平かつ円滑な競技運営のため、不正なエントリーまたは著しいルール違反が認められた場合、参加を制限または取り消すことがあります。

第 5 章 競技会

- A. JDDA 公認競技会は、JDDA が承認した公認施設または会場で開催されます。
- B. 実施する競技種目、競技回数、参加資格および競技形式は、各競技会の開催要項に定めます。
- C. エントリー方法、参加費、開催スケジュール、練習時間および体験会の実施については、各競技会の開催要項に従います。
- D. JDDA または大会主催者は、安全かつ円滑な競技運営のため、必要に応じて競技内容、競技形式または大会運営を変更することがあります。

第 6 章 一般ルール

- A. 競技者は、本競技規則および大会主催者の指示に従わなければなりません。
- B. 犬は、自らの意思で安全にジャンプしなければなりません。犬を押す、持ち上げる、強制的に跳ばせるなど、犬の意思を妨げる行為は禁止します。
- C. 競技エリアでは、大会主催者が認める場合を除き、犬はリードを装着し、ハンドラーが適切に管理しなければなりません。
- D. 犬の健康、安全および福祉を最優先とします。発情中の犬、攻撃性のある犬、または競技参加が適切でないと判断された犬は、参加を認めない場合があります。
- E. ドック上では、安全に支障を及ぼす器具や補助具の使用は禁止します。使用できる用具については、各競技種目の規定に従います。
- F. 競技会場では、排泄物の処理を含め、参加者一人ひとりが会場の美化および安全維持に努めなければなりません。
- G. 悪天候その他安全上の理由により、大会主催者は競技の中断、延期または中止を決定することがあります。
- H. 本競技規則に定めのない事項、または競技運営上判断が必要な事項については、JDDA および大会主催者の決定を最終決定とします。

第 7 章 競技犬

- A. JDDA 競技会に出場する犬は、JDDA に登録されているものとします。
- B. 犬種および体格を問わず、すべての犬が競技に参加できます。
- C. 競技に出場する犬は、生後 6 か月以上であり、健康で競技に適した状態でなければなりません。大会主催者または審判が安全上問題があると判断した場合は、出場を認めないことがあります。
- D. 競技に出場する犬は、法令に基づく予防接種を受けているものとし、大会主催者から求められた場合は、その証明書を提示しなければなりません。
- E. 身体に障がいのある犬も参加できます。ただし、安全に競技を行えることを条件とし、必要に応じて大会主催者または審判が参加方法を判断します。
- F. JDDA は、すべての犬の健康、安全を最優先とします。競技中に犬の健康状態に異常が認められた場合は、大会主催者または審判は競技を中止し、出場を制限することがあります。

第 8 章 審判

- A. JDDA 公認競技会は、JDDA が認定した審判が審査を行います。
- B. 審判は、本競技規則に基づき、公正かつ中立な立場で判定を行います。
- C. 審判の判定は最終決定とし、競技者はこれを尊重しなければなりません。
- D. 競技者は、競技中および審査中に審判の業務を妨げてはなりません。
- E. 審判は、安全で公平な競技運営を最優先とし、本競技規則に基づいて競技を進行します。
- F. 本競技規則に定めのない事項、または競技中に判断が必要となる事項については、審判および大会主催者が協議のうえ決定し、その判断を最終決定とします。
- G. JDDA は、必要に応じて審判資格の認定、更新、停止または取消しを行うことがあります

第 9 章 ハンドラー

- A. ハンドラーは、競技中および競技会場内において、犬の健康及び安全を最優先に行動しなければなりません。
- B. 犬は、自らの意思でジャンプしなければなりません。犬を押す、持ち上げる、無理に飛ばせるなど、犬の意思を妨げる行為は禁止します。
- C. ハンドラーは、審判および大会スタッフの指示に従い、安全かつ円滑な競技運営に協力しなければなりません。
- D. 1 回の試技において、ドック上に立ち入ることができるハンドラーは 2 名までとします。
- E. 競技中に使用のおもちゃは、安全に使用できるものに限り、危険と判断された用具や補助具は使用できません。
- F. 故意に競技結果を操作する行為、不正行為またはスポーツマンシップに反する行為は禁止します。
- G. 未成年者が参加する場合は、保護者の同意を必要とします。また、安全管理上必要と判断した場合は、大会主催者は保護者の立会いを求めることがあります。
- H. ハンドラーは、自身および犬の行動について責任を負い、他の競技者、犬、観客および競技設備に危険または迷惑を及ぼさないよう努めなければなりません。
- I. 本競技規則に定めのない事項については、審判および大会主催者の判断を最終決定とします。

第 10 章 公認施設

- A. JDDA 公認競技会は、JDDA が承認した公認施設または会場で開催されます。
- B. 公認施設は、本競技規則を遵守するとともに、安全で公平かつ円滑な競技運営に努めなければなりません。
- C. 公認施設は、施設利用に関する独自の規則を定めることができます。ただし、その内容は JDDA 競技規則に反してはなりません。
- D. 公認施設は、競技設備を安全な状態に維持し、参加者および犬が安心して競技できる環境を提供しなければなりません。
- E. 競技会の運営、施設利用および参加に関する事項は、大会主催者または公認施設が対応します。
- F. JDDA は、公認施設が本競技規則に著しく反すると判断した場合、公認の停止または取消しを行うことがあります

第 11 章 競技設備

- A. JDDA 公認競技会は、JDDA が承認した競技設備を使用して開催されます。

- B. 競技設備は、安全性および公平性を満たす構造でなければなりません。
- C. プールは十分な水深を確保し、犬が安全に泳ぎ、退出できる構造とします。また、水質は常に清潔に保たれなければなりません。
- D. ドックは十分な強度と滑り止め性能を備え、犬が安全に走行およびジャンプできる構造とします。
- E. 競技設備の標準仕様は、以下のとおりとします。
- ・ドック長さ：12m（標準）
 - ・ドック幅：2.0m 以上
 - ・ドック高さ（水面から）：60cm
 - ・プール水深：1.2m 以上
 - ・プールには犬が安全に退出できるスロープまたは階段を設置すること。
- F. JDDA は、競技設備の安全性、競技性および運営上の適性を総合的に判断し、公認の可否を決定します。標準仕様と異なる設備であっても、安全性および競技性が確保されていると認めた場合は、公認設備として使用することができます。
- G. ジャンプ距離を測定するため、プール両側に JDDA 指定の距離表示を設置します。
- H. 大会主催者は、競技設備を安全な状態に維持しなければなりません。JDDA が安全上問題があると判断した場合は、設備の改善または競技の中止を求めることがあります。

第 12 章 クラス

- A. JDDA 公認競技会では、競技レベルや参加状況に応じて主催者がクラスを設定することができます。
- B. 大会で実施するクラスおよび参加条件は、各競技会の開催要項に定めます。
- C. クラス区分は、犬の体高、年齢、競技経験その他 JDDA または大会主催者が適当と認める基準により設定することができます。
- D. 大会主催者は、競技の普及および円滑な大会運営を目的として、独自のクラスを設定することができます。ただし、その内容は JDDA 競技規則に則る必要があります。
- E. JDDA は、全国共通のクラスを定めることができます。
- F. クラスに関する最終判断は、JDDA および大会主催者が行います。

第 13 章 Distance（ディスタンス）

A. 競技概要

Distance（ディスタンス）は、犬が Dock（ドック）から水面へジャンプした距離を競う競技です。

B. 競技方法

ディスタンスは、任意の練習ジャンプ 1 回と公式ジャンプ 2 回で構成されます。

- ・練習ジャンプを行うかどうかはハンドラーが選択できます。
- ・公式記録は、2 回の公式ジャンプのうち最も長い距離を採用します。
- ・競技時間、試技回数および競技形式は、大会主催者が各競技会の開催要項で定めます。

C. ジャンプ

- ・犬は、自らの意思でドックからジャンプしなければなりません。

- ・犬を押す、持ち上げる、または犬の意思を妨げる方法でジャンプさせることは禁止します。
- ・犬の健康、安全を損なうと審判が判断した場合は、競技を中止することがあります。

D. 計測

- ・ジャンプ距離は、ドック先端から犬の尾の付け根が最初に水面へ接した位置までを測定します。
- ・距離の計測および記録は、JDDA 認定審判が行います。
- ・審判が記録した距離を公式記録とし、判定は最終決定とします。

E. 順位

- ・順位は、公式記録により決定します。
- ・同記録となった場合は、大会要項に定める方法により順位を決定します。

F. ディビジョン・タイトル

- ・JDDA は、競技レベルに応じたディビジョン、タイトルおよびランキング制度を設けることができます。
- ・ディビジョン区分、タイトル取得条件、ランキング方法その他必要な事項は、JDDA が別に定めます。

G. 表彰

大会主催者は、順位、記録またはその他の基準に基づき、表彰を行うことができます。

表彰内容は、各競技会の開催要項に定めます。

H. その他

- ・本章に定めのない事項は、本競技規則および大会主催者の定める競技方法に従います。
- ・安全性および競技運営上必要と判断した場合、JDDA または大会主催者は競技方法を変更することがあります。

第 14 章 役員

本団体に次の役員を置きます

- 会長 【平井皇介】
- 副会長 【酒井寛】【平井寧】
- 理事 【平井萌波】
- 監事 【木村伸吾】

JDDA 参加同意書・免責事項・肖像権使用同意書

JDDA 公認競技会への参加にあたり、参加者は以下の内容に同意するものとします。

第 1 条 参加責任

参加者は、自身および愛犬の健康状態を十分に確認し、安全に配慮したうえで、自己の責任において競技へ参加するものとします。

第 2 条 免責事項

競技会への参加中に発生した事故、負傷、疾病、盗難、紛失その他の損害について、JDDA、大会主催者、公認施設、会場管理者、審判および大会スタッフは、故意である場合を除き、その責任を負いません。

第 3 条 安全管理への協力

参加者は、自己および愛犬の安全管理に努めるとともに、他の参加者、犬、観客および大会スタッフに危険や迷惑を及ぼさないよう行動するものとします。大会主催者または審判が安全確保のために必要と判断した場合は、参加者はそ

の指示に従わなければなりません。安全確保が困難であると判断された場合は、大会主催者または審判は、競技への参加を制限または中止することがあります。

第4条 競技規則の遵守

参加者は、JDDA 競技規則、大会要項および大会主催者の指示を遵守するものとします。

第5条 写真・映像等の使用

競技会中に撮影された写真、動画、映像、音声その他の記録について、JDDA および大会主催者は、競技の普及、広報、教育、記録保存その他 JDDA の活動を目的として使用することができます。

参加者は、これらの使用にあらかじめ同意するものとします。

第6条 個人情報の取扱い

参加者の個人情報は、競技会運営、記録管理、ランキング、タイトル認定その他 JDDA の活動に必要な範囲で使用します。

第7条 犬の健康と安全

JDDA は、犬の健康および安全を最優先とします。大会主催者と審判が、犬の健康状態または安全上の理由により競技への参加が適切でないと判断した場合は、出場を制限または中止することがあります。

第8条 競技記録

競技結果、ランキングおよびタイトルの管理は JDDA が行います。

公式記録は、JDDA が管理する記録を正式な記録とします。

第9条 最終決定

本同意書に定めのない事項については、JDDA が判断し、その決定を最終決定とします。